

所得税法第56条を廃止し、働き分を経費に認めよ

人権侵害・差別・やめては

所得税法 第56条とは

「事業主の配偶者やその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)という内容で、配偶者や子どもはタダ働き。事業主の申告時、配偶者は年に86万円、それ以外の家族は50万円が控除されるのみです。実働時間でみれば、最低賃金からもかけ離れています。

政府も家族経営は
地域を安定させると
認めているのに?

休業保障、出産・育児休暇、
介護休暇などの
権利がないなんて…

私たちの働き分は
事業主所得に合算!

自営業者への差別!

古い家父長制度に基づく「所得税法第56条」によって、自営業者の家族の働き分が必要経費に認められていません。国は2014年、「小規模企業振興基本法」を策定し、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与している」と、中小業者・家族経営の存在を評価しています。商売を支える家族従業者の働き分を認めない差別は許されません。

申告形態による差別!

中小業者は毎日の売り上げや仕入れなどを、パソコンやノートできちんと記帳しています。どのようなやり方で記帳し、申告するかは納税者の自由です。国はすべての納税者に記帳を義務付け、記帳問題を理由に56条を残しておく言い訳はできなくなりました。56条は差別であり、人権を認めないことです。

自営業の 家族に 不利益!

- 保育園入所申請の際、給与証明がないので、民生委員に、働いている証明をもらわなければならないこともあります
- 公営住宅申し込みの所得基準を満たさず入れないこともあります
- 車購入や家のローンが組めない場合もあります
- 交通事故の損害保険は専業主婦より低く算定されている場合があります
- 家族で働いているのに、工賃などは一人分しか見てもらえない単価が低くされることがあります

業者婦人への差別をなくし、人権を
認めさせる運動に力を貸してください

全商連婦人部協議会

東京都豊島区目白2-36-13

03-3987-4391